

第5章 防災訓練計画

第5章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は、本計画の定めるところによる。

第1節 防災訓練の実施

防災訓練は図上訓練と実施訓練の2種類とし、水防協力団体、要配慮者との緊密な連携協議のうえ訓練計画を作成し実施するものとする。

(1) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(2) 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を実施するものとする。

ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報・通信伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防機関の出動、近隣市町の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

ウ 避難訓練

水防訓練と消防訓練を合せて、避難の指示・示達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

エ 災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

災害対策本部各班員・消防機関の招集訓練を行う。

カ 総合訓練

あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

キ その他防災に関する訓練

林野火災、地震等の火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

(3) 相互応援協定に基づく訓練

道、町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

(4) 民間団体等との連携

道、町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。